

2007

7月号



460

広報

かわち



僕らは夏を満喫中!!

(写真：保育所プール開きより)

<主な内容>

- 国保老人保健係からのお知らせ..... P 2～3
- 特別児童扶養手当のお知らせ..... P 4
- 介護保険 Q & A P 5
- 粒ぞろいの良い高品質米生産に向けて..... P 6
- 農業者支援センターだより..... P 7
- 生涯学習のとびら..... P 8～9
- 熱中症にご用心..... P 11
- わが家の耐震診断..... P 12

国保老人保健係からのお知らせ

◆問い合わせ先◆

町民課国保老人保健係 TEL 84 - 2111 (内線171・172)

～老人保健にかかる手続きについて～

老人保健で医療を受ける人は、昭和7年9月30日以前に生まれた人と、65歳以上で一定の障害のある人です。昭和7年10月1日以降に生まれた人は、75歳になるまでは引き続き現在加入している医療保険で医療を受け、75歳になると老人保健で医療を受けます。これは、国民健康保険、職場の健康保険などの加入者やその被保険者全てに適応されます。

次のような場合は、すみやかに町民課国保老人保健係へ届け出てください。

	こ ん な と き	届 出 ・ 申 請 に 必 要 な も の
資 格 取 得	75歳に達したとき	印鑑、健康保険証
	一定の障害にある人が65歳になったとき	印鑑、健康保険証、障害者年金証書 または身体障害者手帳など
	転入したとき	印鑑、健康保険証、障害者年金証書 または身体障害者手帳など 転出した市区町村から交付される負担区分証明書
資 格 喪 失	死亡したとき	印鑑、老人医療受給者証
	転出するとき	
資 格 変 更	保険証が変わったとき	印鑑、健康保険証
	町内転居したとき	印鑑、老人医療受給者証
交通事故などの 第三者による事故	交通事故などで老人医療を 使うとき (どんな事故かまず連絡を)	印鑑、健康保険証、老人医療受給者証、 事故証明書(交通事故の場合)

～8月から負担割合が変更になる方がいます～

老人医療保健の自己負担割合(1割又は3割)の判定は、前年の所得額が確定する毎年7月に行います。負担割合の変更がある方については、町から7月中旬頃にお知らせしますので、新しい老人医療受給者証交付の手続きをお願いします。

◆手続きに必要なもの◆ 老人医療受給者証・印鑑

老人保健Q & A (よくある質問から)

Q1 老人医療受給者証の有効期限はいつまでですか？

A1 有効期限はありません。原則として今お持ちの物をお使いいただくようになります。

Q2 医療受給者証をなくしてしまったときは？

A2 役場の窓口で再交付の申請をしていただければ、新しい受給者証を再交付します。身分のわかるもの(保険証など)と印鑑をお持ちのうえ国保老人保健係窓口までお越しください。申請は代理の方でも大丈夫です。代理の方の身分証も合わせてお持ちください。

Q3 入院して、支払った金額が10万近くかかりました。これは戻ってきますか？

A3 高額医療費の制度がありますが、入院の際の医療費についてはご本人の負担割合によって上限が決まっています。それについては高額医療費算定の対象となりますが、それ以外の部分(入院時の食事負担、差額ベッド代、文書料など)はご本人負担となりますのでご了承ください。

～入院時限度額適用・標準負担額減額認定申請について～

老人保健や国民健康保険には、医療費（老人保健）・入院時食事代の自己負担限度額が減額になる制度があります。該当するには要件があり、適用を受けるためには申請が必要になります。申請して認められると、その月の初日から適用になり、有効期限は7月31日までとなります。すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、7月中に更新手続きが必要です。忘れずに申請してください。

該当する方とは

老人医療受給者・国民健康保険高齢受給者(70歳以上の方)の場合

- 住民基本台帳の同一世帯全員が住民税非課税であること（低所得Ⅱ）
- 住民基本台帳の同一世帯全員が住民税非課税で、かつ世帯全員の所得が「0円」である世帯に属する、又は老齢福祉年金受給者の老人医療受給者（低所得Ⅰ）
- 手続きに必要なもの：医療受給者証・健康保険証・印鑑
- ※他市区町村から転入されてきた方は「所得証明書（または住民税非課税証明書）」

このような減額が受けられます

所得区分	入院時及び世帯単位の自己負担限度額(月額)	入院時の食事代(1食あたり)	
現役並所得者※1	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当※2 44,400円	260円	
一般	44,400円		
低所得者Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	15,000円	100円	

※1 現役並み所得者とは、同一世帯に現役並み所得以上（課税所得が145万円以上）の70歳以上の方又は老人保健対象者がいる方です。ただし、70歳以上の方及び老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満（単身世帯の場合は、年収383万円未満。二人以上の世帯の場合は年収520万円未満。）の方は、上記窓口に届けて認められれば1割負担となります。

※2 多数該当とは、過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額です。

国民健康保険被保険者(70歳未満の方)の場合

- 手続きに必要なもの：国民健康保険被保険者証・印鑑
- ※他市区町村から転入されてきた方は「所得証明書（または住民税非課税証明書）」

このような減額が受けられます

所得区分	入院時の自己負担限度額(月額)	入院時の食事代(1食あたり)	
上位所得者※1	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 多数該当※2 83,400円	260円	
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当※2 44,400円		
住民税非課税世帯等	35,400円多数該当※2 24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内で90日を超える入院	160円

※1 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯のことです。なお、所得の申告がない場合も上位所得者とみなされますのでご注意ください。

※2 多数該当とは、過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額です。

計算例【一般の世帯(3割負担)の場合】

○入院時の医療費100万円がかかった場合 自己負担分は30万円

医療費に対する限度額は80,100円ですが、医療費(100万円)が267,000円を超えているので、超えた分の1%を加算するので、 $(100万円-267,000円) \times 1\% = 7,330円$

$80,100円 + 7,330円 = 87,430円$ 87,430円になります。

限度額適用認定証を提示すれば、窓口負担額は限度額の87,430円になります。

$30万円 - 87,430円 = 212,570円$ は国保が負担します。

特別児童扶養手当

◆問い合わせ先◆ 町民課障害福祉係 TEL 84 - 2111 (内線175)

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母（いずれか所得の多い方）、または父母に代わってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

◆手当の額（児童1人につき） ・ 1級 月額50,750円 ・ 2級 月額33,800円

◆手当を受けるための手続きについて

県知事の認定を受けることにより、手当が支給されます。

【添付する書類】

1) 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）と住民票謄本

2) 所定の診断書（用紙は町民課にあります。）

※ただし、次の場合には診断書の添付を省略することが出来る場合がありますので窓口でご確認下さい。

・療育手帳の判定が（A・A）である場合

・身体障害者手帳（内部障害を除く）の等級が1・2・3級（下肢障害については4級の一部を含む）である場合

3) その他必要な書類

※手当は口座振込みが原則です。郵便貯金通帳（必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。）

◆手当を受けている方の届出について

所得状況届	受給者の方（支給停止となっている方も含む）は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届を提出してください。この届出により8月分以降の手当での支給の可否が決定されます。なお、2年間提出しないと、受給資格がなくなることがあります。※なお、8月に入りましたら受給者あてに所得状況届用紙を送付します。
障害状況届	児童の障害認定にあたっては、期間（有期）が設けられています。期間満了の月までに診断書等必要な書類を添付のうえ提出してください。なお、この届出が期間内に提出されないと、期間満了の翌月より手当での支給が停止となる場合があります。
額改定請求書	対象の児童数が増加した場合、または、障害の程度が重くなったために手当等級が上がる可能性がでてきた場合。

忘れずに提出
しましょう！

児童扶養手当現況届

◆問い合わせ先◆ 町民課児童扶養手当係 TEL 84 - 2111 (内線181)

児童扶養手当を受けている方は、現況届を8月31日までに役場町民課へ提出して下さい。（支給停止の方も含まれます。）8月分以降の手当を引き続き受給できるかどうか確認するもので、提出がない、あるいは不備の場合は、8月分以降の手当が差し止められますのでご注意ください。

現況届用紙は8月上旬に送付されます。

（平成19年7月以降に申請された方は、届出の必要はありません。）

～児童扶養手当とは～

さまざまな理由により父親と生活をしていない18歳未満の児童を養育している方に支給されます。

◎受給資格があっても請求しない限り支給されません。

◎養育している方の所得などによって支給されない場合もあります。

介護保険Q&A

◆問い合わせ先◆

町民課介護保険係

TEL 84-2111

(内線173・174)

介護保険は、毎年8月に介護保険料の本算定が行われ、65歳以上の皆様に納付書及び通知書をお送りしています。

今回は、被保険者の方からお問い合わせいただくことの多い質問の一部をQ&A方式でお知らせしますので、ご参考になしてください。

Q 1 65歳になりました。介護保険料は年金から引かれるはずなのに納付書が送られてくるのはなぜ？

A 1 社会保険庁との事務連絡上、年金より天引き可能な種類・金額の年金受給者であれば、65歳になられてからおおむね6～8カ月後に年金天引きが開始されます。

Q 2 年金から天引きされていたのに、納付書が送られてきたのはなぜ？

A 2 所得の更正などにより介護保険料の段階が下がったときや、年金の支給に変動があった場合は特別徴収から普通徴収に切り替わります。再度特別徴収（年金天引き）に切り替わるのはおおむね6～8カ月後になります。また、所得の更正により保険料が増額になった場合には、増額した分の保険料は普通徴収（納付書等）により納めていただきます。

Q 3 所得は夫が多いのに、介護保険料月額が夫の方が少ないのはなぜ？

A 3 介護保険料は所得状況等に応じて6段階に分かれています。所得が違って同じ段階の範囲内であれば同じ介護保険料になります。仮算定（4・6・8月）と本算定（10・12・2月）の合計が年間の保険料額となります。同じ段階の保険料でも、仮算定時に少なく納付していれば本算定時に納める額は多くなります。なお仮算定時の額は、前年度の2月に徴収された保険料額と同じになります。

例1）夫婦ともに第4段階（特別徴収）の場合

夫・妻ともに第4段階								
年 額		37,200						
夫の場合		妻の場合						
4月	8,200	}	仮算定	{	4月	4,200	}	仮算定の額が異なっている(月額は2月に徴収された額と同じ額)
6月	8,200				6月	4,200		
8月	8,200				8月	4,200		
10月	4,200	}	本算定	{	10月	8,200	}	本算定だけを比べると妻の納める額が多いが、年額は同じ
12月	4,200				12月	8,200		
2月	4,200				2月	8,200		

例2）夫：第5段階、妻：第4段階（ともに特別徴収）の場合

夫：第5段階		妻：第4段階	
年 額		46,500	37,200
4月	8,800	仮算定	{
6月	8,800		
8月	8,800		
10月	6,700	本算定	{
12月	6,700		
2月	6,700		
4月	4,200	仮算定	{
6月	4,200		
8月	4,200		
10月	8,200	本算定	{
12月	8,200		
2月	8,200		

仮算定の額が異なっている。（月額を2月に徴収された額と同じ額）

本算定だけを比べると妻の納める額が多いが、年額は夫が多い

※介護保険料月額は、年額が同じであっても賦課履歴によって異なる場合があります。

粒ぞろいの良い高品質米の生産にむけて

◆問い合わせ先◆ 茨城の「買ってもらえる米づくり」県南地方推進協議会事務局
TEL 029 - 822 - 8522

1.85mm以上の網目による適正調製を!

1.85mm以上の網目で調製することで、粒ぞろいが良くなり、整粒歩合が向上して、品質の高い米に上げることができます。

なお、茨城県産米の各種情報については、「茨城県産米ホームページ」に提供されておりますのでご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/nosan/kome>

本県産米と他県産米との品質比較(18年産コシヒカリ)

	茨城	新潟	栃木	千葉	長野	福島
粒の重さ(千粒重g)	20.8	21.9	21.3	21.3	22.0	22.1
小さい粒の割合(%)※	11.2	3.3	9.9	9.2	3.8	3.8

※粒厚1.9mm未満の粒の重量割合

さらに、1.9mm以上の網目で調製された コシヒカリに対し河内町では今年度も助成いたします!

一昨年より近隣市町村に先駆けて実施しております1.9mmというグレーダーの網を使って出荷されたコシヒカリに対し助成し、消費者に対して「粒の大きなおいしいお米」として、河内ブランドを全国に発信していきます。

○1.9ミリグレーダー出荷補助金 1俵あたり 1等米 2,000円 2等米 1,000円

○1.9ミリグレーダー網交換補助金 定額 10,000円(新規に限る)

交付要件について

- ・生産調整実施者で、集荷円滑化対策、稲作所得確保対策に加入している農業者であること
- ・水分調整14.0%～15.0%
- ・一袋あたり31.0kg
- ・1等米及び2等米
- ・1.9ミリグレーダー網の適正使用
- ・集荷業者との出荷契約
- ・1.9ミリグレーダー助成について、網を新規に購入し、そのグレーダーで調製し出荷をすること

◆問い合わせ先◆ 経済課 農産係 TEL 84 - 2111 (内線154)

農業者支援センターだより

河内町米生産者に望む消費者の声

「おかずのいらなにかわちのお米」と「とねのめぐみ」を生産する河内町農家に対する声を集計しました。

日本人の主食の米に「安全」と「安心」を望み、その生産する農家に強い感謝の声を頂きました。

応募数は、全国から4,757通（下記表）の応募がありました。

平成19年度第1回目 経済課特産物PR本部の資料から選び、今回もアンケート集を作成しました。

アンケートは、①②③に分けて集計しました。

①「河内の農家に一言」

②「おかずのいらなにかわちのお米」に対する声

③「とねのめぐみ」に対する声

①②③のアンケートを下記抜粋しました。

①河内町農家は、日本の国の原動力になって下さい。安全な米をお願いします。

②誰でも食べられるようにして下さい。PRをもっと考えてください。

③利根川の自然の恵みで美味しいお米をお願いします。

このほかにもたくさんのご意見をいただきました。アンケート集は、以下の窓口を用意しておりますので、ご自由にお持ち帰りください。

1. 役場 2. 経済課 3. 中央公民館 4. つつみ会館
5. 河内郵便局 6. 金江津郵便局 7. 生板郵便局

地域別応募状況

地 域	FAX・メール	は が き	地域別計	応募率%
北 海 道	19	180	180	4.2
秋 田	2	19	19	0.4
岩 手	4	28	28	0.7
青 森	3	26	26	0.6
東 京	44	673	673	15.1
神 奈 川	14	245	245	5.4
千 葉	15	211	211	4.8
茨 城	71	709	709	16.4
栃 木	5	104	104	2.3
埼 玉	15	269	269	6.0
群 馬	5	117	117	2.6
長 野	5	63	63	1.4
山 梨	2	29	29	0.7
静 岡	8	96	96	2.2
愛 知	16	266	266	5.9
岐 阜	3	38	38	0.9
三 重	3	44	44	1.0
滋 賀	4	29	29	0.7
大 阪	13	197	197	4.4
京 都	2	38	38	0.8
奈 良	2	39	39	0.9
和 歌 山	0	19	19	0.4
兵 庫	11	99	99	2.3
鳥 取	4	13	13	0.4
小 計	270	3,551	3,551	80.3

地 域	FAX・メール	は が き	地域別計	応募率%
島 根	6	14	20	0.4
岡 山	7	42	49	1.0
広 島	11	53	64	1.3
山 口	4	33	37	0.8
香 川	2	20	22	0.5
徳 島	0	25	25	0.5
高 知	0	12	12	0.3
愛 媛	2	36	38	0.8
福 岡	6	107	113	2.4
佐 賀	0	10	10	0.2
長 崎	1	29	30	0.6
熊 本	7	30	37	0.8
大 分	2	33	35	0.7
宮 崎	3	17	20	0.4
鹿 児 島	0	44	44	0.9
沖 縄	2	25	27	0.6
福 井	1	12	13	0.3
石 川	5	25	30	0.6
富 山	2	28	30	0.6
新 潟	1	56	57	1.2
福 島	4	53	57	1.2
宮 城	10	61	71	1.5
山 形	4	36	40	0.8
不 明	55	0	55	1.2
小 計	135	801	936	19.7
総 計	405	4,352	4,757	100.0

◆資料提供・問合せ先◆ 河内町農業支援センター ☎84-2111(内線156)

生涯学習のとびら

H19. vol.12

◆問合せ先◆

河内町長 3689-1

河内町教育委員会事務局生涯学習G

☎0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習・・・それが『生涯学習』です。

『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報（案内や結果など）を提供、お知らせしていきます。

『活動ボランティア募集』 ～あなたのできることを 未来の大人たちへ～



小学校の子どもたちに様々な体験活動を行う「かわちチャレンジスクール」では、子どもたちと一緒に遊んだり、活動を見守ったり、自分の得意な事を教えたり、運営のお手伝いをしてくれる方を募集しています。

特別な資格は、必要ありません！年齢も問いません！

都合の良いときに、できる範囲でかまいません。

たくさんの方のご協力をお待ちしています。

◆実施日◆ 放課後・週末他
(詳細はお問い合わせ下さい)

◆実施場所◆ 中央公民館他
(詳細はお問い合わせ下さい)

◆主な内容◆ コマまわしやめんこなどの「あそび」や、紙飛行機作りなどの「工作」や、ドッジボール・長なわとびなどの「運動」まで、幅広い活動を予定しています。



問合せ・申込先

河内町教育委員会事務局生涯学習グループ(中央公民館内) TEL 84-2843 かわちチャレンジスクール担当まで

〔参考〕文部科学省「子どもの居場所づくり」ホームページ(<http://www.ibasyo.com/index.html>)

家庭教育学級合同開級式

日時 平成19年6月17日(日) 10:00～
会場 河内町中央公民館 大会議室
講師 鈴木 桂子 先生
(カウンセラー・前つくば市教育委員)
対象 河内町家庭教育学級学級生
参加 94名
内容 講演「家庭教育学級とは」



「子育ては一人でするものではなく、良い仲間作りをしていくことが大切」また、「子供にとって一番のモデルは親である」など、子供には家庭教育が非常に大切であるという事を教えていただきました。家庭教育学級を、「仲間作りの場」としてぜひ活用していただければと思います。

家庭教育とは…親が子どもに対して行う教育のことです。

子どもが基本的な生活習慣・生活能力、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーなど身につける上で家庭教育は重要な役割を担うのです。

茨城県青少年のための環境整備条例と規則を改正しました

(平成19年7月1日施行)

◆県では、明日の茨城を担う青少年の健やかな成長を願い、「茨城県青少年のための環境整備条例」及び「茨城県青少年のための環境整備条例施行規則」により良好な社会環境づくりに努めています。

このたび、情報化や深夜営業店舗の増加などに対応し、条例と規則の一部を改正しました。

◆改正の概要

◇青少年のインターネット利用環境の整備について規定しました。

・学校やインターネットカフェなどが、インターネットが利用できるパソコンなどを青少年に利用させる場合は、フィルタリングソフト(※)などを使って、青少年に有害情報(※)を閲覧・視聴させないようにしなければなりません。

・家電品販売店や携帯電話販売店などのパソコン・携帯電話の販売者やプロバイダーは、フィルタリングソフトなどについて説明するよう努めなければなりません。

・保護者は、フィルタリングソフトなどを使って、青少年に有害情報を閲覧・視聴させないように努めなければなりません。

※フィルタリングソフト：有害なホームページを子どもに見せないようにするためのソフトウェア

有害情報：著しく性的感情を刺激し、また粗暴性、残虐性を助長し、犯罪や自殺を誘発したり、青少年の心身の健康を害する情報など

◇罰則を強化しました。

・青少年に対する不純な性行為 ＝ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

・保護者が認めていない青少年の深夜連れ出し ＝ 30万円以下の罰金

・青少年の深夜のカラオケボックス・漫画喫茶・インターネットカフェ入場 ＝ 営業者に30万円以下の罰金

・さらに、条例に違反した場合、青少年の年齢を知らなかったことを被疑者が立証しなければならなくなりました。

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～歯磨きの習慣ついてますか？～

6月4日の虫歯の日にちなんで、河内町では、各保育所、幼稚園に出向き、歯磨き指導を行いました。まず始めに、歯科衛生士の西牟田先生から、人気のキャラクターを使った紙芝居で歯磨きの大切さについてのお話があり、その後実際に自分の歯ブラシを使って、磨き方の指導、染め出し（歯に赤い液体を塗ると汚れが残っている部分が赤く残る）を行いました。しゃかしゃかと磨く音が響き、どの子も真剣に取り組んでいました。6歳くらいになると、奥歯にも永久歯（生える時期にちなんで、6歳臼歯といわれています）が生えてきます。年長さんの中には、すでに生えている子もいました。この歯は一生使う歯で、噛む力も強い大切な歯です。しかし、磨きにくい所にあり、生えてくるのにも時間がかかるため大変虫歯になりやすい歯なのです。この歯は、特に意識してよく磨いてください。

歯磨き指導をきっかけとして、親子で歯について話したり、一緒に歯磨きをしたりし、歯磨きの習慣を身に着けて欲しいと思いました。

夏は砂糖を摂りすぎる！？

暑くなってくると、冷たい物がおいしくなりますね。炭酸ジュース、缶コーヒー、アイスクリームなどなど。今の時代、1歳6カ月児健診で、市販の炭酸ジュースを飲んでいる子がいることも珍しくありません。

しかし、普段飲んでいる飲み物やお菓子には、思っている以上の砂糖が入っています。砂糖の取りすぎは、虫歯の原因になるだけでなく、肥満、高脂血症、動脈硬化、糖尿病などの生活習慣病の原因にもなります。

子供だと、落ち着きが無い、我慢が出来ないなど、精神面にも影響が出るといわれています。子供は体が小さいのですから、大人と同じように砂糖を摂っていたら、悪い影響が出やすいと思われます。

一方で、疲れたときに甘い物が欲しくなることがあるように、砂糖には心を落ち着かせたり癒したりする効果もあります。甘味は、体にとって大切な物でもあるわけです。

すべてだめということではなく、摂り過ぎは体によくないことを知った上で、適量を摂るように心がけましょう。水代わりにジュースを飲むことはやめましょう。小さなお子さんの場合は、だらだら食べず時間と量を決めて与えることが大切です。

おやつに含まれる砂糖の量



炭酸飲料500ml
(50～53g)



ペットボトルのジュース
500ml (44g)



缶コーヒー
(12g)



幼児100%果汁
(11～12.4g)



乳酸菌飲料
(10g)



プリン
(14.4g)



アメ2個 (7.2g)



アイスクリーム (21.6g)



カスター切100g (37g)

スティックシュガー1本3gとして何本分になるでしょう？

3歳児に必要な砂糖の量は1日15gです。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は 84-3682

これから夏本番

熱中症にご用心！！

これからの季節、よく耳にする熱中症。熱中症とは、外の暑さによって引き起こされるさまざまな体の不調のことで、日射病や熱射病の総称です。作業中に倒れたり、子供を車内に残したままにしまい重症になる事件など、毎年のようにニュースに上ってくるので聞いたことはあるのではないかと思います。時には、生命の危険を伴うものです。

● 熱中症が起こりやすい要因

- ◎梅雨時や夏など日差しが強く、気温がぐんぐん上がる時期（室内でも起こります）
- ◎気温が高くなくても湿度が高いとき
- ◎アスファルトやコンクリート、砂地の上にいるとき
- ◎「久しぶりに暑いところで作業した」というような人。以前熱中症にかかったことのある人。

● 熱中症の症状と対処法

軽 度	めまい、立ちくらみ、腹痛、汗がたくさん出る	涼しくし、水分と塩分の補給（冷たい水のほうが体温を下げるのでお勧め）
中 度	頭痛、吐き気、嘔吐、だるさ、集中力低下、血圧低下	涼しいところ（出来ればクーラーのきいた部屋）に移動し、足を高く上げ休む。水分・塩分の補給
重 症	意識がない、体温上昇、まったく歩けない、ひきつけを起こす	すぐに救急車を要請する。涼しい所に避難し、扇風機や団扇で風を送る。氷枕のような物を首やわきの下に置いて冷やす。（この場合、できるだけ早く体温を下げることが重要です。）

● 何よりも大切な予防

体調管理：寝不足や下痢をしていないか？熱帯夜などで寝不足になっていることもあるのでこのような時は、炎天下でのスポーツや外出は休んだほうが無難です。

水分補給：脱水は熱中症の要因です。のどが渇いたと感じなくても、意識して水分をとるようにしましょう。普段の水分は水やお茶で十分です。スポーツや体を動かすようなときは、糖分も入っている市販のスポーツドリンクもよいでしょう。

服 装：通気性のよい素材、色は熱を吸収しにくい白がお勧めです。帽子や日傘なども有効です。

● 子どもの熱中症の予防

- ◎外出は午前中や、夕方などの涼しい時間帯にしましょう。
- ◎ベビーカーは、地表からの熱を受けやすく大人の感じる温度より、3～4度高くなりますので、相当暑い状態です。
- ◎とにかくマメに水分を補給する。
- ◎脱水症状の兆候
 - ・唇が乾いている・おしっこが少ない・涙がでない
 - ・意識がもうろうとしているようなときは、自力で水分補給が出来ないので、直ちに病院に行ってください。（状況に応じて点滴などの処置を行うと思われます。）

★子どもは、楽しいことがあると夢中になってしまいますので、周りの大人が注意してみてあげましょう。大人も自分で気をつけるのはもちろんのこと、周囲の人間同士で気遣いあうことが、何より大切です。しっかり予防して、楽しく夏を乗り越えていきましょう。

わが家の耐震診断

～河内町木造住宅耐震診断士派遣事業～

◆問い合わせ先◆ 都市整備課 都市計画係 TEL 84-2921
HP <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>

河内町では、大地震による家屋倒壊被害から町民の皆様の生命・財産を守るため、皆様にご自宅の耐震性を確認していただき、地震に対する備えの参考にしてもらうため、「河内町木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施します。

この耐震診断は、診断士が目視による簡易な調査による情報をもとに、建築物が持つ耐震性能を評価し、耐震補強が必要かどうかを判定するものです。

【診断建築物】

次の各号にあげる要件をすべて満たすもの。

- ①河内町に存する住宅で、所有者（所有権者含む）自ら居住している木造住宅であること。
- ②昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること。
- ③建築物の延べ面積が30㎡以上であること。
- ④在来軸組工法による、木造平屋建て、または木造2階建てであること。
- ⑤併用住宅の場合、住宅部分の床面積が全体の1/2以上であること。

※木造住宅であっても、2×4等の枠組壁構法・木質プレハブ構法・丸太組構法等によって建築されたものは事業対象外となります。

【申込対象者（申請者）】

診断対象建築物を所有（所有権者含む）し、自ら居住していること。町税に滞納がないこと。

【診断料金】 無 料

【募集戸数】 50戸（募集戸数を超えた場合は抽選で決定します。抽選は、10月に行い結果は郵送で通知します。）

【申込方法】

河内町木造住宅耐震診断士派遣申請書に、納税証明書（耐震診断用）を添付のうえ提出してください。

- ※1 申請書は、都市整備課窓口または、町ホームページよりダウンロードができます。
- ※2 納税証明書交付手数料200円がかかります。（役場企画財務課で交付）

【受付期間】 平成19年7月17日（火）～平成19年9月14日（金）まで

【受付時間】 午前9時～午後4時30分

※ただし、土、日曜日、祝祭日は除く。

【受付場所】 都市整備課窓口（河内町水道事務所内）

※電話や郵送による受付は致しませんのでご了承ください。

◎詳細につきましては、都市整備課に問い合わせ下さい。



◆セールスにご注意ください

この事業は、派遣決定通知書を受け取られた方以外のお宅に、町が診断士を派遣することは一切ありません。また、派遣された診断士は、改修工事の見積り額の提示や、補強工事の契約の勧誘、代金の請求等の営業活動を行うことはありません。近年、国や自治体の名目で耐震診断を行い、法外な改修費を請求する等の事例が多く見受けられます。皆様におかれましては、まずは、役場都市整備課へ確認するなど十分にご注意くださいますようお願いいたします。

決定！ふるさとかわち親善大使



ふるさとかわち親善大使に選ばれた 大野春佳さん、上武真理子さん、
福田絵里子さん、木村真理絵さん、小島祐香さん（写真左から）

7月1日、農村環境改善センター多目的ホールにおいて、「ふるさとかわち親善大使」コンテストが開催されました。
「ふるさとかわち親善大使」は、今までのミスかわちから名称を変え、町の産業・文化を町内外や県外に幅広くPRしていただくために募集したものです。
「ふるさとかわち親善大使」に選ばれた方には、これから2年間、町内外でのイベントに参加していただき河内町の魅力をPRしていただきます。

6月3日、河内町の矢野道場 田仲塾（館長 矢野剛氏）主催による「第3回心ふれ愛あじさい柔道大会」が農業者トレーニングセンターを会場に開催されました。当日は、龍ヶ崎市、成田市など県内外から16チーム241名が集い日ごろの練習の成果を競い合いました。

この大会は、単に技を競い合うというだけでなく、高齢者や障害のある方々を招待し、選手とのふれあいを通して青少年に社会福祉の心を育てるということを趣旨としており、柔道を通して豊かなこころを育もうという青少年育成の一役を担っています。

また、この大会を通じて集まった募金11,800円が河内町社会福祉協議会内の地域活動支援センターひかりに寄付されました。

◆連絡先 代表 田仲 茂明 TEL86-3504
<http://www.geocities.jp/yanodoujou/>

柔道をおして心の交流を

～第3回矢野道場

心ふれ愛 あじさい柔道大会～



河内町が 紹介されました

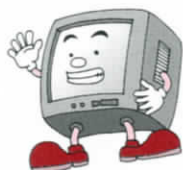
6月13日、テレビ東京の番組『ガレッジ×ビレッジ』の収録が河内町長竿地区を中心に行われました。

この番組は、地元の人たちと力を合わせ、町のPRを賭けて「借り物競争」ゲームを行う番組です。

当日は、出演したタレントさんたちが指定された品物を探し回り、すべての品物を見事に制限時間内に集めゲームをクリアし、収録の最後には、タレントさん出演による河内町の特産物CMの撮影が行われ、河内町のPRを町外・県外に発信することができました。

皆さま、ご協力ありがとうございました。

この放送は、7月2日に放映されました。





生活

「優良運転者を表彰します」

(財)龍ヶ崎地区交通安全協会と龍ヶ崎警察署は、平成19年度の龍ヶ崎地区優良運転者を表彰いたしますので、次の条件に該当する方はお申込みください。

◆条件

- ・龍ヶ崎地区交通安全協会の会員であること。
- ・自動車運転免許証を取得して10年以上の運転経験があること。
- ・5年以上無事故無違反であること。
- ・今までにこの表彰を受けていない方。

◆申込先

龍ヶ崎地区交通安全協会窓口

◆持参品

運転免許証、印鑑

◆申込期限

平成19年9月30日

◆問合せ先

龍ヶ崎市250512

龍ヶ崎警察署内

龍ヶ崎地区交通安全協会事務局

TEL 6216235

個人住宅アスベスト

除去対策融資制度の案内

個人住宅に使用されているアスベストの飛散防止に要する費用について融資を行い、県民の健康の維持および居住環境の改善を図ります。

◆対象

対象建築物：自ら居住し、所有する一戸建て住宅、兼用住

7月の納税

◆固定資産税 2期◆

◆牛久沼土地改良特別 全期◆

徴収日は7月31日です

善意のご寄付(敬称略)

篠塚かね 20,000円
DECカラオケ好友会 25,000円

—社会福祉協議会へ—

皆様からお預かりした寄付金等は、趣旨に添って大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

◆問合せ先

茨城県住宅課

TEL 029-301-4759

FAX 029-301-4779

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class14/>

いばらき就職支援

センターのご案内

県では、若年者や再就職が困難な中高年の方々などに対し、きめ細かい就職支援サービスを行う「いばらき就職支援センター」を開設しています。

◆サービス内容(無料)

- ・職業紹介：就職のあつせん
- ・就職相談：就職に関するアドバイス等
- ・内職相談：内職紹介、あつせん

- ・職業適職診断：求職者の興味・関心・志向等の診断
- ・キャリアアカウンセリング：就職に関する悩みの相談等
- ・ジョブカフェけんなん：若者の仕事さがしのお手伝い

◆相談時間(平日)

午前9時～正午
午後1時～4時

◆開設場所(問合せ先)

土浦市真鍋5-17-26

土浦合同庁舎3F

いばらき就職支援センター

県南地区センター「就職相談・職業紹介・内職相談」

TEL 029-825-3410

〈ジョブカフェけんなん〉

若者の仕事さがし

TEL 029-825-2822

知っていますか?

建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめた

ときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

・加入できる事業主：建設業を営む方

・対象となる労働者：建設業の現場で働く人

・掛金：月額310円

★特長

◎国の制度なので安全、確実に申込手続きは簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象になります。

◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

ホームページに、退職金の試算・パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい。

HP <http://www.kentakyo.jp/>

詳しいことは、建退共茨城県支部へお問合せください。

〒310-0062

水戸市大町3-1-22

独立行政法人 勤労者退職金

共済機構 建退共茨城県支部

TEL 029-225-0095

募集

放送大学10月入学生募集

放送大学では、今年度の第2学期（10月入学）の学生を募集しています。

放送大学は、テレビ・ラジオによる授業と面接授業を受けて単位を修得する通信制の大学で、教養学部と大学院があります。

今回の募集は、教養学部が、4年間以上在学して学士の習得を目指す全科履修生、希望する科目を1年間学ぶ選科履修生、半年間（1学期）学ぶ科目履修生です。

大学院は修士選科生（1年間）と修士科目生（半年間）です。出願期間は、8月15日まで。無試験です。

希望者には募集要項（願書）を無料でお送りいたしますので、電話、はがき等でご請

求下さい。

◆請求先

放送大学茨城学習センター

（住所）〒310-0056

水戸市文京2-1-1

（茨城大学内）

TEL 029-228-0683

FAX 029-228-0685

8020高齢者よい歯のコンクール参加者募集

◆対象

昭和2年3月31日以前の生まれで（80歳以上）、ご自分の歯を20本以上お持ちの方（治療されていて結構です。）
※本コンクールで入賞歴のある方の再応募はご遠慮願います。

◆応募方法

官製ハガキまたはファックスで郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、電話番号、かかりつけの歯科医院または最寄りの歯科医院を記入し、お申込みください。

申し込まれた方には、口腔診査票を送りますので、歯科医院（会員の歯科医院）で検診を受けてください。

なお、検診は茨城県歯科医師会会員の歯科医院で無料で

受けられます。

◆応募期限

平成19年8月31日（金）必着

◆審査方法

・一次審査

口腔診査（各歯科医院）

・二次審査

書類審査

◆入賞者

最優秀1名、優秀5名

◆表彰

平成19年10月28日（日）に開催する「第16回茨城県民歯科保健大会」（茨城県歯科医師会）の席上で、表彰します。

◆応募及び問合せ先

茨城県歯科医師会8020事業係
〒310-0911

水戸市見和2丁目292-1

TEL 029-252-2561

FAX 029-253-1075

ご案内

茨城県利根流域下水道事務所の施設見学のお知らせ

利根流域下水道事務所では、処理場内を多くの方に見ていただくため、下水道に関する理解を深めていただくことを重

点事項として取り組んでいます。

皆様のご家庭から排水したトイレの水などが、処理場内できれいな水となっていく様子を直接ご自分で確かめてみてはいかがでしょうか。

夏休みに親子で「水」について考えてみるのはいかがでしょうか。

◆日時

毎週月曜日～金曜日
午前10時～午後4時

◆場所

茨城県利根流域下水道事務所
（利根町布川三番割）

◆対象

どなたでも見学できます（個人・団体を問いません）
※見学を希望される方は、前日までに電話でお申込みください。

※小学生以下の場合には必ず大人の方が引率してください。

※処理場内の業務の都合で見学日を変更していただく場合があります。

◆問合せ先

茨城県利根流域

下水道事務所庶務課

TEL 68-3301

「家族を支える会」

開催のお知らせ

家族の中に精神障害の子どもを持つ父母や兄弟が集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。

「家族を支える会」は家族だけが参加できる会で、既に50回以上を数え、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。事前の申し込みは不要ですので、是非一度お立ち寄りください。

日時

8月9日(木)

午後1時30分～3時30分

場所

地域福祉会館

(龍ヶ崎市役所の西隣)

龍ヶ崎市馴柴町834-1

TEL 62-51176

主催

龍ヶ崎地方家族会

問合せ先

TEL 090-542512236

(長瀬)

労災保険給付・労災医療等の相談のご案内

(財)労災保険情報センター

(RIC)では、厚生労働省

の委託を受けて、労災医療、労災補償等の労災保険制度全般のご相談をお受けしております。

相談は無料で秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

問合せ先

(財)労災保険情報センター茨城事務所

〒310-0026

水戸市泉町2-2-27

ニッセイ水戸ビル

TEL 029-228-11371

FAX 029-228-11373

フリーダイヤル

0120-0244-280

相談用メールアドレス

z08-ibaraki@rounai-ric.or.jp

ip

霞ヶ浦環境科学センター
夏まつり2007

「夏休み たのしく学ぼう水質浄化」をテーマに、体験教室、クイズラリー、ステーションペンなど、さまざまな催しを用意して皆さまをお待ちしています。

期日

8月25日(土)

時間

午前10時～午後3時30分

場所

茨城県霞ヶ浦環境科学センター

(土浦市沖宿町1853)

問合せ先

茨城県霞ヶ浦環境科学センター

TEL 029-828-0961

HP <http://www.kasumigaura.pref.ibaraki.jp/>

ip



8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です

便利で安全な電気は、生活や産業になくてはならないエネルギーです。しかし、使い方をまちがえると、思わぬ事故につながることもあります。特に、夏は、電気による事故が多く発生しているため、8月を経済産業省主唱の「電気使用安全月間」として、電気使用の安全運動が全国的に展開されています。

そこで、関東電気保安協会では、皆さまに電気を正しく安全にお使いいただけるよう「5つのポイント」をお知らせしています。

—— 電気を安全に使う5つのポイント ——

- ① 漏電遮断器を取り付けて電気事故を防ぎましょう。
- ② アース線はしっかり取り付けましょう。
- ③ タコ足配線はやめましょう。
- ④ プラグはとぎとぎ点検しましょう。
- ⑤ 取扱説明書(電気製品)にそった使い方をしましょう。

関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp

平成19年度茨城県警察官採用試験(第2回)案内

平成19年度茨城県警察官採用試験(第2回)受験日程

通常試験	受験資格	試験日程	試験日程	試験日程
男性警察官A 女性警察官A	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した方、若しくは平成20年3月31日までに卒業見込の方、又は人事委員会がこれと同等と認める方	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、警察官Aの試験資格に該当しない方	男性警察官A	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した方、若しくは平成20年3月31日までに卒業見込の方、又は人事委員会がこれと同等と認める方
男性警察官B 女性警察官B	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、警察官Aの試験資格に該当しない方	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、警察官Aの試験資格に該当しない方	また、柔道が3段以上(ただし、大学卒業見込の方については、2段以上)取得している方。	また、剣道が4段以上(ただし、大学卒業見込の方については、3段以上)取得している方。
案内・申込書配布開始日	7月1日(日)	7月1日(日)	案内・申込書配布開始日	7月1日(日)
申込受付期間	7月1日(日)～8月17日(金)	7月1日(日)～8月17日(金)	申込受付期間	7月1日(日)～8月17日(金)
第一次試験日	9月16日(日)	9月16日(日)	第一次試験日	9月16日(日)
第一次合格発表	10月2日(火) 予定	10月2日(火) 予定	第一次合格発表	未定
第二次試験日	【第1回】 10月13日(土)・14日(日)のいずれか1日 【第2回】 10月15日(月)～10月17日(水)のいずれか1日	【第1回】 10月13日(土)・14日(日)のいずれか1日 【第2回】 10月15日(月)～10月17日(水)のいずれか1日	第二次試験日	未定
最終合格発表	11月27日(火) 予定	11月27日(火) 予定	最終合格発表	11月下旬予定

親子で参加しよう!! 河内町清掃大作戦

日時：平成19年8月5日(日) 午前8時～(各地区協議の上実施可)
雨天の場合は、8月12日に延期します。

「太陽と水と緑の美しい町づくり」をキャッチフレーズに
「平成19年度第1回河内町清掃大作戦」を行います。

わたしたちの町をきれいにするため皆様のご協力をお願いいたします。

実施場所：町内全域

処理方法：可燃・不燃ゴミをそれぞれ指定の回収袋に入れ、
各地区内ゴミ集積所に集めてください。

延期の場合：防災無線(当日午前7時)でお知らせします。



龍ヶ崎地方衛生組合情報公開制度の 運用状況をお知らせいたします。

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで) 公開請求はありませんでした。

今後とも本制度の積極的なご利用と、組合運営に対するご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

◆問合せ先 龍ヶ崎地方衛生組合 総務課 総務係
TEL 64-1144

龍ヶ崎地方塵芥処理組合情報公開制度の 運用状況をお知らせいたします。

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで) 公開請求はありませんでした。

今後とも本制度の積極的なご利用と、組合運営に対するご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

◆問合せ先 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 総務課 庶務係
TEL 60-1777

短歌

かわち短歌会

なにかしら今日は佳きことありそな鶯の声朝床に聞く 庄司 登千子
丁字路の角の田んぼが埋められてコンビニが建ちながくつて行く 青野 清一
屋敷の下と今に残れる此の谷津田「野田殿」が没り日呼び戻したところ 久松 浩洋
過労さへ充実として済ましたる田植も今では三日で終る 青木 保

夏蝶や青一色の野辺に舞ふ 杉原 利代
白ワイン酌む六月の夜の集い 鴻野 たけ
旅一夜語らえつきず明け易し 田沼 和子
生きたとは楽しいことよ五月晴 遠藤 正雄
この家を背負う生涯蝸牛 田中 康夫

薫風やきりんは空へ顔並べ 津根 としお
はびこりし雨の十葉花ざかり 若泉 栄治
傘立に杖もまじりて梅雨の寺 川口 ふく
薫風や葉忘るるほどに癒え 寺田 節子
水槽の天下泰平目高の子 橋爪 かん
未来というもうこしを詩く梅雨晴間 大塚 一重
旅の夜の眠る間もなく明易し 吉田 四郎
向日葵や想い出させる片笑窪 大野 志げ子

俳句

かわち俳句会

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 8月1日(水) 午前10時～正午
場所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時30分
弁護士相談 水曜日
午後1時～4時(要予約)
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故6月発生状況

(前月比) (累計)

発生件数(人身事故) 2件(−2) (26)
死者数 0人(±0) (0)
負傷者数 2人(−4) (38)

竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 3人
おくやみ 10人
転入 13人
転出 20人

◆ 人口・世帯 ◆

平成19年7月1日現在

人口 11,048人 (−14)
男 5,457人 (−10)
女 5,591人 (−4)
世帯数 3,414世帯 (+3)

◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111	教育委員会事務局	学校教育G	☎84-3322
都市整備課	上下水道G ☎84-2361	生涯学習G	☎84-2843 (公民館)	
	建設環境G ☎84-2921	福祉センター	☎84-3699	
つつみ会館	☎86-3740	保健センター	☎84-4486	
地域包括支援センター	☎60-4071	防災かわち (音声案内)	☎84-2212	
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター	☎84-5455	

◆ 休日診療当番医(8月) ◆

	江戸崎地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
5日	宮本病院 ☎029-979-2114	山本医院 ☎66-3348	いがらしクリニック ☎62-0936
12日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	横田医院 ☎62-0047	西新道外科医院 ☎62-0855
19日	坂本(隆)医院 ☎029-892-2232	福岡小児科医院 ☎66-3245	野村医院 ☎62-6561
26日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	細井クリニック ☎66-2000	いしかわクリニック ☎62-0378

※休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター ☎029-41-4199
救急医療情報システム
ホームページ: <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
携帯サイト: <http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

◆ ごみ収集日(8月) ◆

資 源 回 収 日				燃えないごみ収集日			
A地区	14・28	C地区	7・21	A地区	11	C地区	25
B地区	9・23	D地区	2・16・30	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			8月中の予約→9月1日			

広報

かわち

平成19年7月15日発行

編集・発行 河内町役場総務課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>